

広島県教育委員会教育長告示第四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十五条第一項の規定による技能教育のための施設における連携科目等を次のように指定した。

平成二十一年三月三十日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

一 指定技能教育施設の名称及び所在地

1 名称 広島生活福祉専門学校

2 所在地 安芸郡海田町大正町二―二八

二 連携科目等の追加指定

追加して指定する連携科目	追加して指定する連携科目に対応する高等学校の科目
介護福祉基礎	介護福祉基礎
コミュニケーション技術	コミュニケーション技術
生活支援技術	生活支援技術
介護過程	介護過程
介護総合演習	介護総合演習
介護実習	介護実習
こころとからだの理解	こころとからだの理解